

ヘーゲル法哲学における「世論」とは何か

伊藤 信也

序に代えて

国民が政治的判断を下すにあたって、私たちは意識的・無意識的に「世論」の動向を参考に行っていると見える。だが、政治に関して巷間交わされる「世論」というものは、そもそも信用に足りうるのだろうか。そして国民は本当に「世論」を把握できるのか。

ヘーゲルは『法の哲学要綱』（以下、『要綱』と略記）において、「世論」(Öffentliche Meinung)を規定するにあたり、国民の言論・出版の自由との関連で登場させているが、ここでは「世論」が、国民の精神から発している積極面と、世論の言説自体は信用にたり得ないような危うさがあることの両面について語っている。また、学生に直に語った講義を筆記録した法哲学関連の「講義録」群（以下、「講義録」と略記）でも、ヘーゲルが「世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行っている。

ヘーゲルの「世論」論については色々な特徴がある。たとえば「補遺」で世論が本質を見誤っているところへ登場する「英雄」(世界的個人)を持ち出したり、「尊重にも軽蔑にも値する」などという表現をしていることである。そのため、ヘーゲルは「世論」が世界を認識し実現する力を信用しておらず、世論を表明する国民は真理を認識し得ない無力な存在であると考えたのではないか、という評論もある。例えば、次のよ

うなヘーゲルの「世論」論に対する解釈も生み出されることになる。

「かくて世論は、一方の国家次元では、その非有機性を主に公開の議会を介して理性的非有機的なるものに匡正せしめられ、他方の世界的次元ではみずからのなかに本質的なるものを認めているにもかかわらず、それをみずからの力で認識し実現する力をまったくもたず、あげてそれを洞察しうる偉人を介して間接的に時代に作用し時代を成就することができるのである。〔中略〕ここにおいてもヘーゲルの民衆は、なにか真であり何が最善であるかをみずから理解しえない存在なのである」^①。

ここまで断定していなくても、例えば数少ないヘーゲル法哲学の概説書の一つ『古典入門 ヘーゲル法の哲学』^②の中では「世論自身は遺憾にもその本質的基礎を自覚する能力をもっていないのだから、それを見抜き実現していくのは政治的指導者の使命となるであろう。」(二五八ページ)と、いわば世論の「無能」と、「政治的指導者」の使命に言及している。

果たしてヘーゲルは、「世論」の議論を通じてそのようなことが主張したかったのだろうか。

本稿の目的は第一に、ヘーゲルにとって「世論」が国民の意志や精神を反映している存在なのかどうか、その関係を含めて「講義録」での発言も合わせて検討することにある。それは、生み出された「世論」が国

民が信用するに足りうる存在であるかどうかにつながる。そして第二には、ヘーゲルにとって国民は世論を認識できる存在だと考えていたのかどうかである。この二点を検討したい。

日本国内でヘーゲルの法哲学『要綱』についてなされている議論の殆どは、ヘーゲル死後に出版された『ヘーゲル全集』の編者によって各節ごとに付加された「補遺」(Zusatz)と一緒に論じている。しかし現在は、ヘーゲルが講じた法哲学関連の講義ノートの大半が活字化されている。だから私たちは全年代の講義録を読むことが可能となった。

そのためまず、ヘーゲルが世論について『要綱』で行った議論のみに注目するために「補遺」を除いた本文のみの議論の流れを見ていきたい。次に『ヘーゲル全集』の『要綱』の「補遺」部分に何が書かれていたかを確認して、上記のような評論を生み出した原因を検討したい。あわせて「講義録」での「世論」に関する議論を整理して、ヘーゲルが「世論」についてどういう見解を持っていたのかを総合的に判断したい。

一

国民の声を集約するものとされる「世論」^③がヨーロッパの歴史上注目されるようになったのはフランス革命前後であったが、その世論が国家や国政に与える役割について論じられたのはジョン・ロックの『人間知性論』からだと言われている。^④ロックは「三つの法」(神の法、市民法、世論あるいは世評の法)を提示し、三つのうち世論の法が最重要だとした。^⑤しかしロックは世論を、政治が「徳か悪徳か」を市民が判断するための法として提示しており、世論に従わなければどういふ不利益が生じるかという視点から論じている。その意味で世論を「世間の評価」(世評)と言い換えるのは妥当である。

また、ルソーも社会契約論の思想家として世論の役割と機能に言及した。彼は『ダランベールへの手紙』のなかで、法で習俗は規制され得ないが、世論では可能であるとして、以下のように書いている。「では、どういふことによって政治は習俗に働きかけることができるのでしょうか。それは世論によってである、と私は答えます。私たちの習性は、世間を離れた生活をしている場合には、私たち自身の考えから生まれてきますが、社会にあつては、他人の意見から生まれてきます」^⑥。このルソーの立場も、政治が民衆へ影響をもたらす媒体として世論を捉えている。そしてルソーの場合、社会生活を送る民衆は他人の意見に影響を受けやすいことも捉え、世論という大きな意思の塊が形成されることも見据えている。

これらの議論は、政治を左右する「世論」という力に為政者や民衆が従うことを求め、「世論」が実際の政治を動かしているという立場で評価する議論と言える。普通選挙権の無い時代に、国民の動向を知る重要な道具として「世論」が考えられていたと思われる。

だがこれらの議論には、「世論」が国民の意志を正確に反映しているかどうか、つまり国民の意志として信ずるものなのかどうか、またその「世論」を私たちは認識しうるものなのかどうかについては、さしあたり考慮の外に置かれている。

ヘーゲルにおいて国民の意志は精神を通じて把握される以上、世論に対する態度は、ヘーゲルが生身の諸個人の「声」をどう扱うか、という問題につながっている。諸個人の身体を通して発せられる「世論」の概念規定を、そして世論と国民の精神とどういふ関係にあるのかを考察している。

まず、『要綱』でヘーゲルが主張した、三二六節から三一八節までの「世論」に対する議論の要点を確認しておきたい。ただし前述した通り、

『第五回講義』と『第六回講義』の講義録から一部を半ば恣意的に編集して付加されている「補遺」は、さしあたり『要綱』の議論とは見なさず、議論の流れを追うこととする。

『要綱』三一六節は国民の「形式的主体的自由」についての規定という形で「世論」の規定を行っている。

「形式的主体的自由とは、個々人が個々人として普遍的要件たる公事にかんして自分自身の判断と意見と提言を持ち、そしてこれを発表するということである。この形式的主体的自由は、世論と呼ばれる総括的なかたちをとって現象する」（『要綱』三一六節。著者による原文のイタリック体は傍点とした。以下同じ）。

「普遍的要件たる公事」に「自分自身の判断と意見と提言」を持ち、そして「発表する」とは、現代では「思想信条の自由」「言論・出版の自由」として定式化されているが、この形式的主体的自由が「世論」となって現象するとヘーゲルは規定している。

その一方で、その「世論」は個々人の意識を通じてその口から語られる現象であるという制限をあらかじめ持つがゆえに、「私見」という「特殊なもの」から離れられない。

「世論においては、即かつ対自的に普遍的なもの、実体的にして真なるものが、その反対のものと、すなわち多くの人々の私見というそれ自身としては個人独自の特殊なもの、と結びついている。だから現実に現れた世論は、それ自身の現存する矛盾、現象としての認識であり、その本質性は非本質性とまったく同様に直接的である」（同節）。

現実に現れた世論が「現存する矛盾」だという表現で、本質性が非本質性と同様に直接的だということは、現れた世論それ自体をそのまま国民の精神を反映したものとは言い難いということになる。諸個人の特殊性のフィルターを通過するために世論がすべて「即かつ対自的に普遍的

なもの、実体的にして真なるもの」とは言えなくなることを指摘している。

次の三一七節では、三一六節での規定に基づいて「世論」の積極面と消極面を規定している。まず積極面は次のようになる。

「だから世論は、正義の永遠の实体的諸原理を、そしてまた全国家体制と立法と全般的状态一般との真の内容と成果とを、常識の形式で、すなわち全ての人に先入見の形態をとって浸透している人倫的基礎の形式で含んでおり、同じくまた現実社会の真の欲求と正しい方向とを含んでいる」（『要綱』三一七節）。

世論は「正義の永遠の实体的諸原理」、「全国家体制と立法と全般的状态一般」との「真の内容と成果」を含むというのだから、これはまさに最上級の賛辞と言えるのではないだろうか。世論は正義論的にも国家論的にも真理を把握する資格があるとされている。それを「常識の形式」で、すなわち「すべての人に先入見の形態をとって浸透している人倫的基礎の形式」で含むという。それは同じく「現実社会の真の欲求と正しい方向」をも含んでいる。ここには世論が憲法体制に対して影響力を行使するにあたって憂慮すべき点は何もない。ここまでが世論の積極面、つまり国家や議會を国民の精神に添った方向に向かわせる側面と言えよう。

ここから消極面の規定へ移行する。「なぜ世論は誤りを含んで現れるのか」を説明している。

「しかしそれと同時に、世論のなかに含まれているこうしたものがそれ自身のためにせよ、あるいは国家の事件、指令、状態、および痛切な欲求について具体的に小理屈をこねるためにせよ、意識の表面にのぼってきて一般的な命題のかたちで表象される段になると、私見のまっただき偶然性、その無知と錯誤、その間違った知識と評価が現れてくるのである」（同節）。

「意識の表面」にのぼり「一般的な命題」で表象される段階で、言説として目に見える形で現れた途端に、「私見のまったき偶然性、その無知と錯誤、その間違つた知識と評価」が現れる。前節で展開した、世論が人々の口から発せられるがゆえの宿命とも言うべきだろうか。ここから、現実に私見と私見が対立している状況を想定した話に入る。つまり世論が「私見」という形式で表明されざるを得ないところからくる問題点に言及していくのである。

「私見にとつて大事なのは、見方や知識の一般とは異なつた独自の意識であるから、私見はその内容が悪ければ悪いほどそれだけ独自のなのである」(同節)。

個々人が好き勝手に色んな意見表明をする。それでは確かに「無知と錯誤」なのは当然だろう。しかも他の人と違うことを言えば言うほど「私見」の存在意義があるから、「悪ければ悪いほど」、つまり真理から離れていればいるほど、オリジナルな私見という扱いをされることになる。

「というのは、悪いものはその内容がまったく特殊的で独自のものであるのに対し、理性的なものは即かつ対自的に普遍的なものであるが、この独自のものこそ私見が自慢するところのものであるからである」(同節)。

私見が独自であればあるほど、それが他者とは異なる私見であるがゆえに、声高に叫ばれる。「声なき声」は、私見の世界ではまさに「声ではない」のである。

三一七節の後半は、世論に対する賛否は第三者の主観的見解の相違ではないという議論を進め、有名な諺である「民の声は神の声」と、「無知な民衆ときたらだれかれとなく非難し／ろくに分かりもしないことについてほど／より多く意見を述べる」というイタリアの詩人アリオスト

の詩を引用している。

「両面とも、とりわけ世論のなかに含まれているのである。――世論のなかでは、真理と限りない誤謬とがきわめて直接に結合しているから、真理にせよ誤謬にせよ、ほんとうに本気で(Ernst)言われているのではない」(同節)としている。何が本気かが見分けにくいのは当然で、「世論の直接そとに現れた姿(die unmittelbare Äußerung)」(同節)にかかわらずっている限りはそうだ、とヘーゲルは言う。

「しかし実体的なものこそ世論の内に含まれている核心なのであるから、これだけはほんとうに本気で言われている」が、「この実体的なものは世論からは認識されえない」(同節)という。やはり世論が、現象した私見である限り、どんな情熱を込めた私見でも、どんな論争が展開されても「本当に大事なことがらを識別する基準ではない」(同節)。

この後、この議論を念押しする形で、フリードリヒ大王の問いかけ(とされるもの)、「国民を欺くことは許されているかどうか」という問いを引用している。それに対し人々が、「国民はおのれの実体的基礎に関しては、すなわちおのれの精神の本質と一定の性格にかんしては、欺かれはしないが、しかしこれを知る方法と、この方法にしたがっておのれの行動や出来事などを評価する方法に関しては、――おのれ自身によつて欺かれる」(同節)と答えざるを得なかった、という話でこの節を締めくくっている。

実体的なものを秘めながらも、外に現れる段階で含まれる誤謬ゆえに、世論に欺かれてしまう国民の姿をヘーゲルは描いている。これでは国民は到底、世論を信じるわけにはいかないことになる。

そして三一八節では、前節の議論を一部繰り返している。

「だから世論は、尊重にも、軽蔑にも値する。軽蔑に値するのは、その具体的な意識と外に現れた姿からみてのことであり、尊重に値するの

は、その本質的基礎からみてのことである。だがこの基礎は、多かれ少なかれ曇らされて、先の具体的なもののなかにただ映現するだけである」(『要綱』三二八節)。

「軽蔑に値する」のは、「具体的な意識と外に現れた姿」からみてであって、「尊重に値する」のは、その「本質的基礎」からみれば、ということである。ただ、この本質的基礎は「多かれ少なかれ曇らされて」、具体的な意識のなかにただ映現するだけだというのだから、このままでは、私たちが知り得る現象面の世論は、軽蔑にしか値しないことになる。

「世論は外に現れた姿においては、この基礎を明別する基準を持つていないし、また実体的な面を明確な知へと己のうちで高める能力をもっていないから、世論に従属しないことが、偉大にして理性的なものへ至る第一の形式的条件なのである」(同節)。

世論が外に現れた姿では、本質的基礎を「明別する基準を持つていない」し、また「実体的な面を明確な知へと己のうちで高める能力をもっていない」という理由で、現実でも学でも「偉大にして理性的なもの」へ至る「第一の形式的条件」は、「世論に従属しないこと」だとされている。ここで明確に、世論に流されることは出来ないことを表明している。この文脈では、到底世論を信用することは出来ないことを読める。

しかし三一八節の最後に、明示的ではないが、今後世論が現象としても尊敬されうる可能性について触れていることは、もっと注目されても良い点であると思われる。世論に従属しないのが「偉大にして理性的なもの」に至る第一の形式的条件だと述べた続きで、以下の様に書いている。

「だがこの偉大にして理性的なもの側では、世論がやがて自分を是認し承認してくれて、世論のもつものもろもの先入見のなかの一つにしてくれるだろうと確信していいわけである」(同節)。

ヘーゲル法哲学における「世論」とは何か

なぜ理性的なもの側で「世論がやがて自分を是認し承認」する、とヘーゲルは言えるのだろうか。世論が現象している限り、誤謬に満ちて国民は欺かれるのではなかったか。その世論がなぜ、理性的なものを認めることが出来る様になると確信してよいのか。この変化の根拠を何に求めればよいのか。その確信のためには、「現象している世論」が理性的なものによって誤謬を克服する可能性があることを認めなければならぬはずである。

世論が理性的なものを承認する過程については是非知りたいところであるが、次の三一九節にこの議論の続きはなく、世論が歴史的に自らが持つ誤謬性を克服する契機については触れられていない。

このようにヘーゲルは世論に対して、三一六節では賛辞を、三一七節では私見に伴う限界を、そして三一八節での世論への不信と同時に、変化の可能性を示唆して終わっている。

二

それでは、三一六節から三一八節までの「補遺」にどのような内容が書かれているか、ということになるが、各種のヘーゲル法哲学研究書・解説書類で必ずと言って良いほど引用されるのは、三一八節の「補遺」である。この補遺では、世界史上に現れる「偉人(Der Große Mann)」について触れている点が特徴的である。この「偉人」に関する議論は、記録が残っている限り『第五回講義』から登場する。そして現在私たちが目にする『要綱』に付けられた「補遺」は、この『第五回講義』から取られている。

「世論のなかにはいっさいの虚偽と真実(Falsche und Wahre)が含まれているが、そのなかの真実のものを見つけるのが偉人の仕事である。

時代が意志しているものを、言い表し、時代に告げ、そして成就する者、これが時代の偉人である。彼は時代の心髄 (Innere) にして本質であるところのものを行って、時代を表現する。ここかしこで耳にするような世論の軽蔑すべきことを心得ていない者は、決して大事をなしとげることはないであろう」(『要綱』三二八節補遺)。

主にこの記述を根拠にして、本稿「序に代えて」で紹介したような否定的解説がなされてきたのである。確かにここだけを見れば、世論の真偽を見極めるのは国民一般には不可能であって、「偉人」に頼るほかはない、という流れなのかと読者が思っても仕方がない。この補遺を掲載した版を文章の流れ通りに理解すれば、国民とは何が真でありなが最善であるかのみならず理解しえない存在だと、ヘーゲルが考えていたと思われるも仕方がないだろう。しかし、ヘーゲルにとって国民とはそのような蒙昧な存在でしかないのだろうか。

『要綱』三二八節の補遺には『第五回講義』の講義録が使用されていたが、『第六回講義』にも、この「偉人」に関する発言が記録されている。

「国民の本当の意志を識別するのは難しい。国民が自分の意志だと思っていることはどうでもよい。国民の真の意志を感じ取り、それを意識にもたらずのは、偉大な精神の持ち主に限られます。そこには天才の予感があり、だからこそ偉人は時代の意志を実現してきたのです。国民は本当の意志を知らず、偉人ほどのエネルギーを持たず、本当の意志を意識にもたらずだけの教養を持たず、ただ偉人の行動を承認するだけです」(『第六回』三二八節注解)。この後、ゲーテの『若きウェルテルの悩み』が賞賛を得たのは時代の精神が現れていたからだ、と述べている。当時のヘーゲルにとって「偉人」とは例えばゲーテのような人物ということになる。

「世界史的個人」とは『歴史哲学講義』でのヘーゲルの有名な用語であるが、少数の諸個人に、世論の不十分さを克服するだけの特別な能力を認めている発言としてよく引用される用語でもある。そもそも国民は精神として本質存在し、その国民精神が憲法体制を形成していく(『要綱』二七四節)のであるならば、憲法体制が国民精神にとって相応しく成立していると言える(同節)。しかしながら現実の世界ではそのようになっているとは限らない。だからこそ世論が議會を動かし、ひいては国家を動かしていくわけだが、その世論を指揮し、世論の求める方向へ導くための、象徴的な生身の人物を用意する必要がある。たとえ国民精神が憲法体制を形成するといえども、生身の人間を担い手として利用する必要がある。それが「偉人」として歴史に名を残すのである。ただしこの偉人も含めてあらゆる個人は「時代の子」であり、歴史を飛び越えることはない。そして結局は国民精神以上の卓見を持つわけではない。

ここで、この「世論」論がこの節で語られている理由にも触れておきたい。そのために、その前の節まで何が語られていたかを振り返っておく。この世論に関する議論が始まる『要綱』三一五節までに何が議論されたのか。ヘーゲルが「世論」を論点に取り上げる前に、「立法権」の議論のうち、身分制議會を取り上げている。そこでヘーゲルは、議會の公開は政治に関わらない市民の権利のために必要であるとした(三二四節)。そしてそれが世論に大きな影響を与えると言う。

「知識を持つためのこうした機会を公衆に与えることは、もっと一般的な面がある。つまり、こうして世論が、はじめて真実の思想に達し、国家の状態と概念と要件とを洞察するようになり、したがってはじめて、これらのことについていっそう理性的に判断する能力を得るとともに、つぎにはまた、官庁や官吏の職務、才能、徳、技能をよく知って、これを尊ぶようになるのである。(中略)〔議會の公開は〕個々人や多数の衆

の慢心に対する矯正手段であり、彼らのための陶冶手段、しかも最大の陶冶手段の一つである」(『要綱』三二五節)。

このように、「世論」に関する議論に進む前に、ヘーゲルは議会の公開が「世論」を、いわば陶冶する役割を持つていることを指摘している。議会の内容が広く国民に知らされるならば、世論も公事の全容を正確に知ることを可能にする。ただ、ヘーゲルは同時に「官庁や官吏」の「才能、徳」を「尊ぶようになる」と述べていたり、「多数の衆の慢心に対する矯正手段」と述べているように、この議会の公開が一方的に公事の問題点を認識するのに貢献するのではなく、その逆に議会や官吏の活動の正当性の認識も可能にすると考えている。

そして世論の議論を終えた直後の『要綱』三一九節では、無条件ではないにせよ、言論の自由の保障が謳われていることを合わせて考えれば、「議会の公開」と「言論の自由」にはさまれて「世論」が取り上げられており、それらの関連の中で考察されるべき対象となっていることが分かる。

三

さてここから、『要綱』に収録されていない「講義録」内でのヘーゲルの発言を取り上げる。その中には時に『要綱』での議論構成では積極的に触れられていない、世論に対する考え方が含まれている。憲法体制の形成問題を国民精神との関連で論じた二七三節―二七四節と同様であるが、議論の対象となるもの(憲法体制、世論など)がある条件下でどう変化しうるかを、『要綱』では積極的に論じていないという点である。それはさしあたり『要綱』ゆえの簡略性に由来すると判断すべきであろう。

『要綱』では世論の問題点に踏み込んでいるが、要綱出版前の『第二回講義』でも世論を一面的に肯定的に受け取って良いかどうかについて言及しており、ヘーゲルが法哲学関連講義を始めた頃から「世論」の一般と異なる扱い方に関心があったことが示される。まずは、『要綱』執筆以前の講義録を参照していくことにする。

『第一回講義』と『第二回講義』に目を通して分かることは、ヘーゲルが世論については『要綱』ほど多く触れていないことである。それでも、議会の公開が世論を陶冶することと、世論は現実の政治に必ず影響を及ぼしていることは語られている。例えば『第一回講義』では、次のように語っている。

「議会の公開によつて」とりわけ世論自身が、国家の現実の業務および状態と同様に、それについての理性的な概念と正当な判断についての洞察も、同様に大臣たち、政府官庁、そして諸身分の成員自身の個人的なことについての洞察をも行うのである」(『第一回』一五四節)。

「身分制議会の中には国民のもつとも品位のあることおよび最善のことが存在し、そしてそこではあらゆることが議論されます。身分制議会は国民の世論の最大の陶冶です。それは格率となり、その格率は直接に妥当し、健全な常識となるのです。もしも国民が国民の自由、国民の権利という自己意識にかんがみて、この教養を獲得するならば、このことはあらゆる国民の徳の根源です」(同節注解)。

以上のように、議会の理性的論議が国民世論の陶冶をする点については、『要綱』三二五節と同様である。

また、「非常に多くの人々が、日夜、他の人々に対して辛辣な意見表明を目論んでいます。かくしてこれらの新聞によれば世論は内閣に対して対立しているように見えます。しかし真の世論は全く異なったものが妥当しているということを示しています。もしも真の世論が内閣に対立

するとすれば、かかる国家においては内閣は自分を維持することは出来ないからです。」(『第一回』一五五節注解)と述べている。現在の政治状況は世論と内閣が対立しているかのように見えるが、世論が本当の世論であるならば現実に内閣に影響をおよぼすから、新聞をにぎわせている内閣批判は世論ではないという。いわば「理性的なものは現実的である」にも通ずる見解をすでに『第一回』の段階で語っているのは注目される。言い換えれば、彼の法哲学の初期は「誤謬」が「政府に対して辛辣な意見」だということになる。極論に惑わされないように学生に呼びかけているようにも読める。

『第二回講義』では、議会の公開と「世論」の関係について、以下のように述べている。

「世論。国家の要件に関する一般大衆の考え方と共同の討論への参加は、身分制議会の公開性によってそれらのしつかりとした根拠と真の方向性を獲得する。同様にまさにその公開性によって良くない見解の重要でないこと、そして政府および公的な諸人格の無関心性がこれらに反対して現れてくるのである」(『第二回』二二九節)。ここでも『要綱』三一五節と同様に、世論と議会の公開がはつきりと直接に結びつけられている。

さらに「世論は出版の自由と直接に関連しています。身分制議会は世論の陶冶手段です。従って議会は公開で「なければなりません」。(『第二回』二二九節注解)と述べ、国民の言論の自由の保障が世論に影響を与えており、だから会議は公開でなければ、という論理で、出版と言論と世論の三者の相互連関を提示している。

一方で立法や行政の側は世論にどういう態度で臨むべきかと言え、ば、「世論は過ちを犯すこともありえますし、唆されることもあり得ます。政府と議会は世論を軽蔑するのと同じく尊重することができなければなら

りません。政治的な教育は主に身分制議会によって「生まれます」。(同節)と述べ、世論は他からの影響によって誤りを含みうるからこそ、単に軽蔑するのではなく、尊重もしなければならぬと要望している。この表現は『要綱』三一八節に近いものである。

以上、見てきたように『第一回』『第二回』の両講義とも、議会の公開や言論の自由が世論を陶冶する、という側面に早くから注目し、指摘を繰り返しているのが分かる。そして、世論の根本的な規定や矛盾点などに触れるのは『第三回講義』以降である。

四

『要綱』と講義録を比較対照してただちに明らかなのは、「法哲学」についての他の記述と同様、『第三回講義』から大幅に記述内容が増え、そして『要綱』に匹敵する構成を成していることである。

「さて、すべての人の意見や判断は一般に世論と呼ばれています。これはいわば、全体的なことが身分制議会において審議されるということに補完するものです。世論はたいがい大変重要なものであり、また大きな作用を持つものです。すべてのものがこの世論の中で話題になります。身分制議会も政府も君主もです」(『第三回』S:271)。

ヘーゲルはまず、身分制議会の補完的役割として世論が作用し、世論の名のもとにすべてが話題にされることに触れている。この「議会の審議を補完する」世論はいかなるものか、それをヘーゲルは続いて以下のように述べている。

「世論は、なんととってもそれ自身の中に正義の実体的な原理を含んでいます。世論は国家の心情(Gesinnung)、国民一般の心情であり、こうしてすべての公的な情勢の結果を含んでいるのです。世論は、このよ

うな側面からは、国民の中における常識と呼ばれるところのものです。中国人は、イギリス人やドイツ人とは全く異なる常識をもっています」(『第三回』S.271-272)。

この、世論が「国民一般の心情」だという発言は重要である。『要綱』の良心論で、「真実の良心は、即かつ向自的に善であるところのものを意志する心情 (Gesinnung)」(『要綱』一三七節)だと規定されているが、まだここでは個人の道徳における心情であった。しかし、世論が「国民一般」の持つ心情なのだとすれば、ヘーゲルが世論を国民から発せられている存在として信ずるに足ると考えていたと理解することもできるからである。

ただしここから、世論の「矛盾」という問題に議論を進めている。「さて、さらに世論においては、個々人そのものが、その独自性と特殊性において話題になります。個々人は彼らの特殊性に基づいて自らの意見を述べるので、したがって、非常に多くの個人のこのように膨大な意見や観念を含む世論は、それ自身、完全に矛盾したものです」(『第三回』S.272)。『要綱』での議論と同様、私見であるがゆえの問題点を挙げている。

続いて、「意見を表明する人々は、事態がどうなっているかを自分がよく知らないと思っている場合には、沈黙するでしょう。」と述べ、「沈黙は金」とでも言うべき言葉とともに、世論を把握することの難しさを語っている。

「その限りで、世論は、把握するのがきわめて困難な現象の一つです。なぜなら、世論は対立を直接その中に含んでいるからです。かくして、世論は、全くつまらないもの、空しいものであると同時に、完全に実質的なものでもあるのです」(Ebd.)。

その続きで、世論に対する「尊重と軽蔑」という議論が現れる。

ヘーゲル法哲学における「世論」とは何か

「国民の意識の普遍的なものは神の声であり、それゆえ『民の声は神の声』ということわざはまったく正しいのです。しかしまた同様に、国民の判断や声に関しては相反することが根拠をもって語られます。したがって、世論は一方で尊重され、だが他方では軽蔑されなければならぬと言えます」(Ebd.)。

この後、意見は独自なほど声高に叫ばれる、という『要綱』三三七節と同様の話をした後で、次のようなことを言っている。

「同じことが哲学の中にもみられます。かくして、哲学者たちは、直接に知覚したものが真理であるというようになったのです。どんな農民も、直観の中で思い違いをすることがあることや、直接に生じるものはいはかないものだということを知らないほど、愚かではありませぬ」(『第三回』S.272-273)。

思弁を尊ばない哲学の潮流に対する批判を交えながら、どんな農民も愚かではない、という言い方で国民の認識に対する信頼を語っている箇所だと言える。

この話の後に、世論に対するヘーゲルの結論が語られる。

「世論の中に何が本当に含まれているかを認識するためには、深い洞察力が必要です。たとえば、もし国民の中である普遍的な不満が支配的であるとすれば、解消されねばならない必要が存在していると想定することができます。だが、それについて世論を問題にしたら、まさに逆のことが考えられ、提案されるということが容易に起こるのです」(『第三回』S.273)。世論は直線的ではなく多面的であるのだから深い洞察力が必要だとヘーゲルは語っている。このように、「講義録」で語っているヘーゲルの言葉から、世論や、世論を認識する国民に対する絶望を見出すことはできない。

五

では最後に『要綱』出版後の議論を代表して『第六回講義』を見ていきたい。『要綱』出版以後は、『要綱』の本文を補足する形式で説明が加えられているので、本文と全く同じ内容は語っていない。その分、『要綱』の様々な言い換えを見ることができるとも『要綱』出版以後の講義録の特徴である。

『要綱』のうち、「補遺」に収録された箇所以外で特徴的なのは、ヘーゲルは世論が「尊重されるべきもの」、「神聖なもの」だとして、その肯定的意義に触れている点である。また世論を「精神の自己主張」だと述べており、『要綱』での議論と比べ、その積極面の記述の多さが目立つ。

まず議会の公開と世論の関係については、議会が公開されている国の世論とそうでない国の世論との決定的な差について触れている。

「世論にとつては、国家の利益を考える最大の陶冶手段です。その点、議会が公開の国の国民は、議会が存在しなかったり、公開されなかったりする国の国民とは、国家の利益にかんして全く違う洞察力と見解を持ちます」(『第六回』三二五節注解)。

そして世論が本来持つ有用性についても次のように述べている。

「世論は、国民の意志や意見の認識を与える非有機的な仕方です。国家が現実にとってあるべきかは、有機的な仕方のなかで確定されねばならず、それを行うのが憲法体制です。世論はあらゆる時代に大きな力を持つが、主観的自由が大きな価値と意味を持つ近代にあっては、とりわけ大きな力を持ちます」(『第六回』三二六節注解)。

さらに、ヘーゲルは世論の「神聖」を述べている。この点の強調は最後まで変わっていない。「世論は、もっとも尊敬すべきもの、もっとも

神聖なものです。なぜならその中に、個人であれ、国民であれ、人間を導き統率する、すべての精神的な規定とカテゴリーと格率を分かっているのですから」(『第六回』三二七節注解)。

そして、国民がどこまで世論に「だまされる」のかは、以下のように述べている。

「国民がだまされるのは、事件や行動や日常活動のたぐい」だけであって、いつも他のことを創作する「三流政治家」には彼の隣人のように利口である(『第六回』三二八節注解)。つまり簡単には騙されないと述べている。ここにも国民の判断力に対する根本的な信頼が表明されていると言っても良い。国民は他者に易々と騙されるわけではない。ただし『要綱』本文と同様、国民は自分に、「自分の反省の利口さ」(die Geesundheit ihrer Reflexion)(同節)にだまされる、と述べている。「反省の利口さ」とは、反省力を過信する国民の未熟さでもある。

このように、講義上で「世論」に対する見方を考察する際、『要綱』出版前では議会の公開や言論・出版の自由による世論の陶冶に専ら関心を持ち、『第三回講義』で世論の概念規定を確立させ、それが『要綱』に受け継がれた後の講義では繰り返し「世論」への肯定的見解を行い、世論自体は神聖なのだが、私見として現れる内容が問題なのであることとの区別を強調した。

必ずしも議会の公開や言論の自由が保障されておらず、従って世論が全面的に信頼に足る状況ではなく、国民もまた世論と同様、国家や議会を理性的に認識していると言えない当時の状況下では、偉人の登場もまた不可避であるが、しかしそれは今後も偉人によってのみ歴史が進歩することを規定しているわけではない。偉人による進歩によって憲法体制が確立・発展され、議会の公開、言論・出版の自由によって、世論は誤謬を克服していく道が開かれている。『要綱』三一八節の最後に示唆し

たことはそれにあたりと言えらるる。

それらの意味で、ヘーゲルの世論に対する態度は、当時の国民の知性に対していわば「建設的」であったと言えらるる。『第二回講義』ですでに、世論には積極面と消極面、肯定面と否定面のそれぞれ両面があることを指摘していたが、この観点は、世論が理性的に成長しうる存在だとヘーゲルが捉えていたことを示している。この観点から必然的に、世論がより理性的に信頼するに足る存在になるための方法が提示される。それが議会の公開であり、言論・出版の自由である。市民社会論からの繋がりで見れば、市民社会内での民主主義の発展が身分制議会を構成し、国民精神を体現する世論はそれをより理性的に優れたものに成長させる。この視点からは、極端な私見を世論と称して振りまいている者に対する警戒は窺えても、国民精神を認識し得ない愚かな存在に国民を固定する要素は見出し得ない。

結論

「世論」とは、国民が公の世界の真理を認識するための媒体であり、逆に国民が陶冶されるための媒体でもある。たとえば現瞬間、ある世論に対して国民が「それは誤っているのではないか」と思ったならば、それは現在の国民のだれかが愚かな認識を内包しているからであり、その愚かさを克服していくために議会の討論はもっと公開され、出版・言論の自由は守られなければならない。かくして、世論の理性性は民主化のバロメーターとなる。たとえ現状の世論が愚かなものを含んでいたとしても、それは将来的に克服されうるものであることを国民自身が認識して実践していくことで、世論は鋭さを鍛え、議会を制御可能なものとする。「世論」に関する議論でヘーゲルが説いたのは「理性的世論形成へ

の道」だったと言えらるる。だから世論や国民が無力、無能ではあり得ないのである。

【原典及び邦訳、参考文献】

ヘーゲルは生涯で計七度、法哲学関連の講義を行っている。本稿で使った原典名及び参照した邦訳、および訳出の参考文献は以下の通りである。ただし邦訳引用の際は、訳語や文体の統一のため必要に応じて改めている。「第四回講義」は国家論のノートが欠如しているため割愛した。「第七回講義」は開講して程なくヘーゲルが急死したため途中で終了している。

・『法の哲学要綱』：G.W.F.Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, mit Hegels eigenhändigen Notizen und den mündlichen Zusätzen, Frankfurt am Main, 1970, Bd.7.* (参照した邦訳) 藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』、『世界の名著四四』ヘーゲル中公バックス、一九七八年。上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳『ヘーゲル全集 法の哲学』(上・下巻) 岩波書店、二〇〇〇、二〇〇一年。

・一八一七—一八一年『第一回講義』：G.W.F.Hegel, *Die Philosophie des Rechts, die Mitschriften Wannemann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19), herausgegeben, eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart, 1983.* (『第一回講義』に「こつこつ」は、尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義 一八一七—一八冬学期講義 ハイデルベルク 一八一八—一九冬学期序説(付録)』ベルリン法学部学生P・ヴァンネンマン手稿』晃洋書房、二〇〇二年、を参考にした。)

- ・一八一八—一九年『第二回講義』：G.W.F.Hegel, *Der objektive Geist, aus der Heidelberger Enzyklopädie 1817, mit Hegels Vorlesungsnotizen 1818-1819, Naturrecht und Staatswissenschaft nach der Vorlesungsnachschrift von C.G.Homeyer 1818/19, Zeitgenössische Rezensionen der "Rechtsphilosophie"*, herausgegeben von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973, Bd.1. (『第一回講義』については、尼寺義弘訳『自然法および国家法』『法の哲学』第二回講義録一八一八—一九年、冬学期・ベルリン C・G・ホームマイヤー手稿』晃洋書房、二〇〇三年、を参考にした。)
- ・一八一九—二〇年『第三回講義』(本稿は主にヘンリッヒ編を用いたが、リンギアによる筆記ノートも参照した)：G.W.F.Hegel, *Philosophie des Rechts, die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift*, herausgegeben von Dieter Henrich, Frankfurt am Main, 1983. (邦訳) 中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳『ヘーゲル法哲学講義録 1819/20』法律文化社、二〇〇二年
- ・一八二二—二三年『第五回講義』(ホトー・ノートを用いた)：G.W.F.Hegel, *Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsnachschrift von H.G. Hotho 1822/23*, herausgegeben von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974, Bd.3.
- ・一八二四—二五年『第六回講義』：G.W.F.Hegel, *Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsnachschrift K.G.v.Griesheims 1824/25, Der objektive Geist aus der Berliner Enzyklopädie zweite und dritte*

Auflage (1827 und 1830), *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift von D.F.Strauss 1831 mit Hegels Vorlesungsnotizen*, herausgegeben von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974, Bd.4. (邦訳) 長谷川宏訳『法哲学講義』作品社、二〇〇〇年。

注

- ① 柴田高好『ヘーゲルの国家理論』日本評論社、一九八六年、一八〇ページ。
- ② 上妻精・小林靖昌・高柳良治著、有斐閣新書、一九八〇年。
- ③ 手元にある『デジタル大辞泉』(小学館)には「ある公共の問題について社会の大多数の賛同を得ている意見」とあり「多数派」説である。広辞苑〔第五版〕でも世論とは「国民多数の意見」と説明され、同じ立場であろう。『ブリタニカ国際大百科事典(小項目電子辞書版)』では「世論調査で測定されるが、世論は社会を構成する成員個々の意見の総和であるとみるか、それをこえた力をもつ実体とみるかについては意見が分かれる。」と述べられている。
- ④ 阪上孝『近代的統治の誕生 人口・世論・家族』岩波書店、一九九九年、一一九ページ以下。
- ⑤ ジョン・ロック『人間知性論』。訳は岩波文庫(第二巻)、大槻春彦訳、一九七四年、三四三ページ以下。
- ⑥ ルソー『演劇について グランベールへの手紙』今野一雄訳、岩波文庫、一九七九年、一二八ページ。

(関西大学非常勤講師)